

中東知的財産ニュースレター Vol. 63

◆ 目次

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦：

- 新たな産業財産法の施行規則
- 新たな著作権・著作隣接権法の施行規則

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦：

- UAE 代表団は、UAE-インド包括経済連携協定（CEPA）の諸側面（デジタル経済や知的財産を含む）に関する啓発活動をインドの業者団体向けに実施
- ドバイ税関は、持続可能な開発の促進と業務および手続の迅速化を目指して、入国検査迅速化のために 3 つの関税改革を新たに策定
- ドバイ電気水道局（DEWA）の発表によれば、当局の R&D センターがドローン（UAV）の継続的充電を確保する技術の特許を登録した
- ドバイ税関は 2022 年第 1 四半期に、IT、イノベーション、データサイエンス、AI、倉庫保管、知的財産等の専門の主題に関して 344 回の研修コースを実施した
- 知的財産権侵害のかどで出版社 2 社が業務停止処分
- E&G が地域初の電気通信事業者による NFT コレクションを発足
- アブダビ経済開発庁（ADDED）は、イノベーション・エコシステムのための一般的な枠組み「Abu Dhabi Innovates」を創設
- UAE 連邦内の著作者・創作者の権利を保護するため、監督官庁が国際レコード産業連盟（IFPI）との了解覚書に署名
- 偽ブランドバッグ販売のかどで駐在員に禁錮および罰金 5,000 ディルハムの処分

サウジアラビア：

- SAMICMI 社が史上初の 100% サウジ所有の知的財産である兵器システムを案出。今後サウジの国防部門とともに国内開発される予定
- 情報通信技術分野にインフラを提供し、重要な貢献を行っている DETASAD 社が、「ダ

イナミック帯域最適化」技術を公開

- SAIP が WIPO アカデミーにおいて知的財産の基礎（DL101 のサウジ版）に関する研修コースを開設
- SAIP が 2021 年版の「知的財産権エンフォースメントに関する年次報告」を発表

トルコ：

- 1 回の出願により 25 の加盟国において特許保護を取得することができる単一効特許制度の施行が 2022 年下半年に予定されている
- トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）が、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の意匠分類に加入
- TÜRKPATENT は、2022 年 6 月 1 日より WIPO デジタルアクセス・サービス（DAS）のシステムに従って活動を開始する予定

クウェート：

- 商工省は模倣品を販売している店舗を監視するため持続的な取組を実施

バーレーン：

- 外国通商・産業財産省が産業財産保護の保証を目的とする電子サービスを提供

オマーン：

- 組織的な調査キャンペーンの実施期間中に、首都マスカットにおいて非正規品の軍服を押収

カタール：

- 商工省がカタールの発明者を紹介

中東全域：

- 国際刑事警察機構（Interpol）との協力により、中東・北アフリカ地域（MENA）の第 11 回広域知的財産犯罪会議が開催された
- PCT の改正（イラク、サウジアラビア、エジプト、トルコ）

◆ ニュース

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦

新たな産業財産法の施行規則

「産業財産権の規制および保護に関する連邦法（2021 年法律第 11 号）（Federal Law No. (11) of 2021 regarding the Regulation and Protection of Industrial Property Rights）の施行規則に関する 2022 年閣議決定第 6 号」が 2022 年 3 月 14 日付の官報第 723/52 号において公表された。

¹この施行規則は 2022 年 6 月 12 日をもって発効する予定である。

この施行規則（以下「施行規則」という）は 82 条の規定から構成されており、それら規定の一部（第 1 条～8 条および第 79 条～82 条）は一般規定である。特許を対象とした規定は第 9 条～56 条、意匠に関する規定は第 57 条～65 条、集積回路の回路配置に関する規定は第 66 条～70 条、未公開情報に関する規定は第 71 条、登録代理人に関する規定は第 72 条～78 条となっている。

同規則は、UAE 連邦内においてイノベーションを活性化し、特許出願の登録件数の増加を促す統一的な法環境の提供に寄与するとともに、様々な分野（特に技術、ニューエコノミー、研究開発）に属するイノベーターや発明の権利者が目指す有望な国としての UAE の地位向上にプラスの影響を与えるものとなるだろう。

同規則には、以下のような注目すべき改正点が含まれている。

● **文書の認証**

施行規則の第 19 条(6)は、文書は監督官庁（経済省）の指示に従って適正に認証されることを要すると規定している。監督官庁は、この要件は公証のみで満たされる旨を確認している。従って、出願人の本国に駐在している UAE 領事による文書（委任状、譲渡証書等）の認証は、今後は要求されないことになる。

旧法および旧法の下での慣行が要求していた領事認証のプロセスが廃除されたことにより、以

¹ [AcrobatDocument\(1\).pdf \(jetro.go.jp\)](#)

前は時間と費用と労力を要求されていた認証プロセスは、出願人にとって容易なものとなるだろう。

- **発明の名称およびクレーム**

施行規則の第 22 条は、特許請求項（クレーム）を作成する際に考慮すべき基準について定めている。クレームは、製造物または方法に関係するものでなければならない。監督官庁はさらに、用途（use）という文言は発明の名称の中で使用することができないという点を明らかにしている。表題に用いることができるのは、方法（method）または装置（apparatus）という文言のみである。

上記の第 22 条によれば、クレームの数は発明の性状に関して妥当なものでなければならない。また、クレーム数は特許の場合は 50 項目を超えてはならず、実用新案の場合は 10 項目を超えてはならない。この制限は施行規則によって最近導入されたものであり、それ以前はクレームの数に関する制限は一切設けられていなかった。

- **先願主義**

施行規則の第 18 条は、先発明主義ではなく先願主義の制度が適用されることを定めている。

- **特許の公開**

施行規則の第 32 条によれば、監督官庁は、出願から 18 か月が経過した時点で、または（前記の 18 か月が満了する前であっても）出願人から請求があった場合には、特許出願および出願関連情報の全部または一部を公表し、公衆に対し出願を開示することができる。ただし、出願に関わる発明が安全保障や軍事産業に関係している場合はこの限りではない。特許出願の公開に関する制度は、従来は存在しなかったが、今回の施行規則によって最近導入された。

第 32 条は、意匠出願の公開には適用されない。出願人からの請求がない限り、意匠の登録前に出願された意匠を公開することは認められないからである。さらに、集積回路の回路配置にも第 32 条の規定は適用されない。集積回路の回路配置はそもそも公開されないからである。

- **グレース・ピリオド**

産業財産法の第5条(4)と同法施行規則の第17条は、発明の特許出願に先立つ12か月以内(グレース・ピリオド)に発明者または直接間接に発明者から情報を入手した第三者が当該発明を開示した場合、その開示にも関わらず出願は成立し、新規性に関する要件も満たされると規定している。この点は絶対的新規性を要求していた旧法とは異なる。

施行規則の規定によれば、発明者は、上記の条件に従って開示された発明を従来技術から除外するよう監督官庁に請求することができる。この際に請求人は、出願日に先立つ12か月以内に行われた発明の開示のコピーを提出するものとする。

グレース・ピリオドには、施行規則の第17条(2)に定める例外規定が存在する。それは、発明が「知的財産公報」(Industrial Property gazette)に開示されるか、外国の特許当局または世界知的所有権機関に対して開示されていた場合、出願人の特許出願は認められないというものである。

- **早期審査**

産業財産法の第14条および同法施行規則の第38条は、緊急性のある出願または実用新案出願につき、監督官庁は、出願人の請求または自らの職権に基づき、出願または審査請求の日付に関わらず、それらの出願を他の出願よりも迅速に審査することができる。

出願人が早期審査を利用するためには、監督官庁のオンラインポータルを通じて願書を提出し、関連の料金を支払うことを要する。裏付けとなる文書は要求されない。旧法は早期審査の可能性を示していなかったため、早期審査が導入されたという点は旧法とは異なっている。早期審査という新たな可能性の実現は十分な数の審査官の確保にかかってくるだろう、と監督官庁は述べている。早期審査という新たなサービスがオンラインポータル上で告知される時点で、早期審査に関する新たな情報が(所定の料金に関する情報とともに)提供されるのではないかと我々は考えている。

- **分割出願**

新法の第16条および同法施行規則の第29条は、原出願に複数の発明が含まれている場合、1または複数の分割出願を行う可能性を出願人に提供している。ただし、分割出願の主題は原出

願の保護範囲に含まれるものでなければならない（願書提出日の時点で監督官庁に提出した開示の範囲に含まれていない新たな利点が分割出願に含まれていてはならない）。また、原出願に対する監督官庁での審査がまだ継続していることを条件とする。分割出願の出願日は原出願と同日となる。原出願が PCT 出願に基づく国内出願の場合、出願人は、国際出願の出願日に提出された願書の明細書、クレームおよび図面の範囲で、国内出願の願書および添付書類を修正することができる。

分割出願の出願人がパリ条約に基づく優先権を主張する場合、優先権出願の番号と日付および当該出願を受理した当局の名称を提示することにより、優先権主張を確定するものとする。要件が満たされない場合、出願人は、原出願の記載に基づく優先権主張の権利を利用することができない。原出願の分割の際に優先権を主張する出願人は、原出願の際に提出された文書を援用することができる。

旧法にも旧法の施行規則にも分割出願を認めた規定は存在しないという事実は指摘に値する。ただし、新法および同法施行規則に先立つ実務慣行では、親出願/原出願の出願日および番号に言及して分割出願を行うことは認められていた。

● 出願の変更

産業財産法の第 6 条および同法施行規則の第 29 条(2)は、実用新案の出願人は、監督官庁による出願審査の過程で、原出願の保護範囲内で、実用新案出願を特許出願に変更することができる。逆に、特許出願を実用新案出願に変更することもできる。出願変更の時点で、原出願は取り下げられたものと見なされる。出願の変更を認める規定は、新法および新法施行規則によって最近導入されたものである。

施行規則の規定によれば、特定の出願が先行出願を変更したものである場合、その出願人は、原出願の出願日に提出された願書の明細書、クレームおよび図面の範囲で、変更後の出願の願書および添付書類を修正することができる。

変更された出願の出願日は原出願と同日となる。原出願が PCT 出願に基づく国内出願の場合、出願人は、国際出願の出願日に提出された願書の明細書、クレームおよび図面の範囲で、変更後の出願の願書および添付書類を修正することができる。

出願の変更を求める出願人がパリ条約に基づく優先権を主張する場合、優先権出願の番号と日付および当該出願を受理した当局の名称を提示することにより、優先権主張を確定するものとする。要件が満たされない場合、出願人は、原出願の記載に基づく優先権主張の権利を利用することができない。

変更後の出願について優先権を主張する出願人は、原出願の際に提出された文書を援用することができるという点に留意されたい。

● 特許付与後の再審査

登録された特許または実用新案が施行規則第 39 条(1)の(a)～(j)の項目に示された要件のいずれかを満たしていない場合につき、施行規則第 42 条は、登録の公開から 90 日以内であれば、あらゆる者が特許付与後の再審査を監督官庁に請求し、登録の全部または一部の取消を求めることができると規定している。

基本的な利害関係を有する関係者は、第 42 条(1)に従い、登録公開日から 90 日以内に再審査請求を行い、自らが当該の特許または実用新案登録証に実質的な利害関係を有することを特許付与後に証明することができる。再審査請求が要件を満たしていない場合、監督官庁は特許付与後の再審査を行うことなく、その再審査請求を拒絶しなければならない。

特許付与後の再審査を請求する者は、登録の一部または全部の取消を求める理由を提示した上で、自らの主張の裏付けとなる証拠を提出し、関連の手数料を支払わなければならない。特許付与後の再審査は十分な経験を有する 3 名以上の審査官から成る審査団によって行われ、登録の有効性の有無が確認される。特許付与後の再審査が完了し、登録が適正である旨の決定を審査団が示すまで、登録証明書の発行手続は停止されることになる。審査団が登録を取り消した場合、その登録は放棄されたものと見なされる。

特許付与後の再審査に利害関係を有する者は、審査官団の決定が当該関係者に伝えられてから 60 日以内に、当該決定の無効を求める申請書を不服審査委員会に提出することができる。

旧法の施行規則（第 24 条）によれば、利害関係者は、審査官団の決定が公表された日から 60 日以内に当該決定を不服とする審判請求を不服審査委員会に提出する権利を有するとともに、不服審査委員会の決定に不服がある場合には裁判所に上訴する権利を与えられる。

それゆえ、審査官団による特許付与後の再審査は、訴訟に費やされる時間と費用を軽減するのに役立つ選択肢であろうと思われる。

- **特許維持年金**

新法施行規則の第 45 条によれば、出願人は、出願日の翌年から毎年の年初に維持年金を支払わなければならない。出願人は、保護期間全体または監督官庁が指定した保護期間の一部について適用される維持年金を前払いすることができる。

出願人が期限までに維持年金を支払わなかった場合、所定の期限から 3 か月以内であれば、延滞金を科されることなく維持年金を支払うことができる。この 3 か月が経過した後でも、出願登録日までの期間であれば出願人は未納付の維持年金を支払うことができるが、延滞金が科されることになる。

維持年金は、登録済みの特許または実用新案について納付を義務付けられる。登録後、所定の期限までに維持年金が支払われなかった場合、登録された特許または実用新案の権利者は、所定の期限から 3 か月以内であれば、延滞金を科されることなく維持年金を支払うことができる。維持年金の納付については、前記の 3 か月間に加えてさらに 9 か月のグレース・ピリオドが認められるが、この 9 か月間の納付には延滞金が科される。

登録済みの特許または実用新案の権利者が、施行規則第 45 条(5)に従って維持年金を支払わなかった場合、当該の特許または実用新案の登録は、維持年金の納付について認められる 9 か月のグレース・ピリオドが終了した翌日をもって失効する。

指摘しておくべき点を挙げておけば、当面のところは現在の慣行に従い、監督官庁（経済省）のポータルを通じて毎年次の年金を公定手数料（0 UAE ディルハム）とともに納付することにより、出願を維持し、その失効を回避することができる。

- **意匠（番号、分割、保護期間）**

新法施行規則の第 62 条は、意匠出願の対象となる意匠は 1 点のみであると規定している。ただし、同条は一つの例外規定を定めている。複数の意匠が同一区分に属する一組の物品に帰属している場合、1 件の意匠出願によって複数の意匠の保護を求めることができる。この点で新法は旧法とは異なっている。旧法は複数の意匠またはモデルを 1 件の意匠出願に含めることが

できると規定していた。ただし、それら複数の意匠またはモデルの間に、製造および使用の面で関連性がなければならない。また、1 件の出願に含めることができる意匠またはモデルの数の上限は 20 点とされていた。

施行規則第 6 条は、原出願をその保護範囲内で一ないし複数に分割することができるように定めている。この分割は、原出願が経済省において審査過程にある時期に行われなければならない。

新法の第 45 条によれば、意匠の保護期間は出願日（願書提出の日付）から起算して 20 年に延長されている。

● 集積回路の回路配置

新法施行規則の第 66 条は、集積回路の回路配置を考案した者または同人の法廷承継人は、当該回路配置が商業的に使用された日から 2 年以内に、その登録を経済省に出願することができるように規定している。

集積回路の回路配置の保護期間は 10 年とされている。

● 結論

経済省は、同省の公式ウェブサイトを通じて、新法施行規則の実施目的は、特許審査の期間「すなわち最初の拒絶理由通知」から結果が出るまでの期間を 42 か月から 6 か月に短縮することだと発言している。この点に関しては施行規則の中に特段の規定がないが、UAE の特許保護に関わるプロセスを迅速化するためにも、この目標が達成されることを祈りたい。²

新法により提供される進歩や利点を踏まえて、2020 年から 2021 年にかけて監督官庁に提出された特許および実用新案の出願件数は 26.7% 増を実現した。また、2022 年第 1 四半期における出願件数の増加率は、2021 年の同時期と比較して 17.8% であった。

新たな著作権・著作隣接権法の施行規則

「著作権および著作隣接権に関する連邦法（2021 年法律第 38 号）（Federal Law No. (38) of

² <https://www.moec.gov.ae/en/-/new-executive-regulation-of-industrial-property-law-complements-uae-s-legislative-patent-system>

2021 concerning Copyright and Neighboring Rights) の施行規則に関する 2022 年閣議決定第 47 号」が 2022 年 5 月 13 日付の官報第 727/52 号において公表された。³この施行規則は 2022 年 5 月 14 日をもって発効する予定である。

この施行規則（以下「施行規則」という）は 20 条の規定から構成されている。

- **文書の未提出**

施行規則の第 2 条および 5 条によれば、著作権登録の申請人は、監督官庁（経済省）からの通知を受領した日から 60 日以内に、経済省が要求する文書および情報を提出するものとする。これらの提出がない場合、その申請は取り消されることになる。

- **不服申立の期間**

施行規則の第 2 条および 5 条によれば、登録拒絶査定に不服がある場合、その査定が通知された日から 30 日以内に、不服審査委員会に不服申立を行うことができる。

- **将来発生する知的成果物**

将来発生する著作物に関する権利の処分は、旧法の下では著作物 5 点までに限定されていたが、この上限は新法施行規則の第 18 条によって 10 点までに引き上げられた。

- **強制使用許諾**

施行規則の第 7 条は、教育（その種類や水準を問わない）に関わるニーズや、公立図書館または文書保管に関わるニーズを満たすために、法に従って保護された著作物の複製または翻訳（またはその両方）を目的として使用権を取得しようとする利害関係者は、経済省に使用許諾を申請することができる」と規定している。

施行規則の第 9 条および 10 条は、それぞれ、保護対象の著作物を複製するために強制使用権の許諾を求める条件と、保護対象の著作物を翻訳するために強制使用権の許諾を求める条件を定めている。

³ [AcrobatDocument\(2\).pdf \(jetro.go.jp\)](#)

● 税関による押収

施行規則の第 17 条は、「著作権・著作隣接権法」に違反する物資に関して、税関当局は自らの職権または権利者の要請に基づき、貨物の通関を 20 日間停止することができる」と規定している。上記の税関の措置を求める者は、自らの権利を立証する証拠文書を申請書とともに提出するものとする。これらの文書は適正に認証されたものでなければならない。

税関による留置の解除、検査、条件および手順については、税関当局の規則が適用されることになる。

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦

●UAE 代表団は、UAE-インド包括経済連携協定（CEPA）の諸側面（デジタル経済や知的財産を含む）に関する啓発活動をインドの業者団体向けに実施（2022 年 5 月 12 日）

<https://wam.ae/en/details/1395303046414>

●ドバイ税関は、持続可能な開発の促進と業務および手続の迅速化を目指して、入国検査迅速化のために 3 つの関税改革を新たに策定（2022 年 5 月 17 日）

<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=1771>

●ドバイ電気水道局（DEWA）の発表によれば、当局の R&D センターがドローン（UAV）の継続的充電を確保する技術の特許を登録した（2022 年 5 月 22 日）

<https://www.khaleejtimes.com/business/dewas-rd-centre-registers-a-patent-for-charging-uavs>

<https://wam.ae/en/details/1395303049659>

●ドバイ税関は 2022 年第 1 四半期に、IT、イノベーション、データサイエンス、AI、倉庫保管、知的財産等の専門の主題に関して 344 回の研修コースを実施した（2022 年 5 月 23 日）

<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=1775>

●知的財産権侵害のかどで出版社 2 社が業務停止処分（2022 年 5 月 25 日）

<https://www.khaleejtimes.com/books/uae-two-publishing-houses-shut-down-for-violating-intellectual-property-rights>

- E&が地域初の電気通信事業者による NFT コレクションを発足 (2022 年 5 月 25 日)

<https://www.khaleejtimes.com/business/e-launches-regions-first-telco-nft-collection>

<https://eand.com/en/index.jsp>

- アブダビ経済開発庁 (ADDED) は、イノベーション・エコシステムのための一般的な枠組み「Abu Dhabi Innovates」を創設 (2022 年 5 月 25 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303051047>

- UAE 連邦内の著作者・創作者の権利を保護するため、監督官庁が国際レコード産業連盟 (IFPI) との了解覚書に署名 (2022 年 5 月 19 日、5 月 25 日、6 月 2 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303048982>

<https://wam.ae/en/details/1395303051216>

<https://wam.ae/en/details/1395303053743>

- 偽ブランドバッグ販売のかどで駐在員に禁錮および罰金 5,000 ディルハムの処分 (2022 年 6 月 2 日)

<https://www.khaleejtimes.com/crime/dubai-expat-jailed-fined-dh5000-for-selling-fake-branded-bags>

サウジアラビア

- SAMICMI 社が史上初の 100% サウジ所有の知的財産である兵器システムを案出。今後サウジの国防部門とともに国内開発される予定 (2022 年 5 月 16 日)

<https://saudigazette.com.sa/article/620544/SAUDI-ARABIA/Defense-industry-SAMICMI-makes-history-with-Kingdoms-first-revolutionary-turret-system>

- 情報通信技術分野にインフラを提供し、重要な貢献を行っている DETASAD 社が、「ダイナミック帯域最適化」技術を公開 (2022 年 5 月 17 日)

<https://www.arabnews.com/node/2083656/corporate-news>

- SAIP が WIPO アカデミーにおいて知的財産の基礎 (DL101 のサウジ版) に関する研修コースを開設 (2022 年 5 月 22 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1528328725254774784?cxt=HHwWgICxjZq427UqAAA>

[A](#)

- SAIP が 2021 年版の「知的財産権エンフォースメントに関する年次報告」を発表（2022 年 5 月 30 日）

<https://www.saip.gov.sa/en/news/1305>

トルコ

- 1 回の出願により 25 の加盟国において特許保護を取得することができる単一効特許制度の施行が 2022 年下半年に予定されている（2022 年 5 月 13 日）

<https://www.turkpatent.gov.tr/duyurular/uniter-patent-sistemi-calistayi>

- トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）が、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の意匠分類に加入（2022 年 5 月 23 日）

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1528698844741087235/photo/1>

<https://euipo.europa.eu/designclass/>

- TÜRKPATENT は、2022 年 6 月 1 日より WIPO デジタルアクセス・サービス（DAS）のシステムに従って活動を開始する予定（2022 年 5 月 25 日）

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1529414236295811073?cxt=HHwWgsCyzaGJybkqAAAA>

クウェート

- 商工省は模倣品を販売している店舗を監視するため持続的な取組を実施（2022 年 5 月 15 日、5 月 16 日、5 月 22 日）

<https://twitter.com/mociq8/status/1525792036024209409?cxt=HHwWgsC-xbrx2awqAAAA>

https://twitter.com/mociq8/status/1525748303077511169?cxt=HHwWgsC42e7_xawqAAAA

<https://twitter.com/mociq8/status/1525746438029942784?cxt=HHwWgIC9gaeTxawqAAAA>

https://twitter.com/mociq8/status/1526152072793661442?cxt=HHwWhIC9wa3O_a0qAAAA

<https://twitter.com/mociq8/status/1526142122923110401?cxt=HHwWgsC9mZmL-a0qAAAA>

<https://twitter.com/mociq8/status/1527184164717580289?cxt=HHwWgsC-yYH60rEqAAAA>

<https://twitter.com/mociq8/status/1528256988131610624?cxt=HHwWgMC-8cbourUqAAAA>

バーレーン

- 外国通商・産業財産省が産業財産保護の保証を目的とする電子サービスを提供（2022年5月15日）

<https://www.facebook.com/moicbahrain/videos/549248563394416>

オマーン

- 組織的な調査キャンペーンの実施期間中に、首都マスカットにおいて非正規品の軍服を押収（2022年5月24日）

<https://pacp.gov.om/ar/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=11518>

カタール

- 商工省がカタールの発明者を紹介（2022年5月24日）

<https://www.facebook.com/photo?fbid=381647357343714&set=a.296201915888259>

<https://www.facebook.com/photo?fbid=381642494010867&set=a.296201915888259>

中東全域

- 国際刑事警察機構（Interpol）との協力により、中東・北アフリカ地域（MENA）の第11回広域知的財産犯罪会議が開催された（2022年5月24日、5月31日、6月1日）

<https://www.interpol.int/en/News-and-Events/News/2022/Securing-major-events-INTERPOL-project-extended-beyond-2022-World-Cup>

<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=1781>

<https://wam.ae/en/details/1395303053103>

<https://www.facebook.com/eipa.ae/photos/pcb.5089086477813446/5089086351146792/>

- PCTの改正（イラク、サウジアラビア、エジプト、トルコ）（2022年5月19日）

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_iq.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=859455f693-

[DIS_PCTGUIDE_EN_190522&utm_medium=email&utm_term=0_bcb3de19b4-859455f693-256889069](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_iq.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=859455f693-DIS_PCTGUIDE_EN_190522&utm_medium=email&utm_term=0_bcb3de19b4-859455f693-256889069)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_sa.pdf



https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax_d_eg.pdf

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexd/ax_d_tr.pdf

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 63

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022 年 6 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。